

重要事項説明文

1.園の概要

法人種別（法人名）	社会福祉法人 広和会
名称	富田保育園
所在地	岡山市北区富田 74 番地の 1
認可年月日	昭和 51 年 8 月 30 日
電話番号・FAX	☎ 086-223-0872 FAX 086-226-3935
HP	http://www.tomitahoikuen.jp/
E-mail	info@tomitahoikuen.jp
理事長名	本屋 亮一
園長名	本屋 亮一
利用定員	120 名
実施する事業の種類	延長保育、一時預かり保育（在園児で育休延長をされた方のみ） ※新 2 号および新 3 号認定子どもの無償化の対象施設ではありません。

2.開所日・開所時間・保育提供時間及び休園日

開所日	開所時間	保育提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日～ 土曜日	7 時 00 分～ 18 時 00 分 ※18 時 00 分～ 19 時 00 分は 延長保育事業	保育標準時間 7 時 00 分～ 18 時 00 分	18 時 00 分～19 時 00 分 土曜日の延長保育はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・祝祭日 ・12 月 29 日～ 1 月 3 日 ・その他、園長が必 要と判断した日
		保育短時間 8 時 30 分～ 16 時 30 分	7 時 00 分～8 時 30 分又は 16 時 30 分～18 時 00 分 18 時 00 分～19 時 00 分は別料金	

- ※ 育児休業取得中の方は保育短時間 8：30～16：30 までの保育となります。
また、園行事以外の土曜日保育の利用は原則ご遠慮ください。但し、ご事情がある場合は園長にご相談ください。
- ※ 保育短時間認定の方が 8 時 30 分より前に登園されたら朝延長が必要です。また 16 時 30 分以降に子どもさんをお迎えに来られた場合、夕方延長が必要になります。
- ※ 保育短時間認定の方で、早く登園して駐車場や、園内で時間かせぎをされると駐車場混雑の原因になるのでご遠慮ください。
- ※ 保育短時間認定こどもについては、原則週 5 日までの登園とします。但し、2 号認定こどもについては除く。
申立書により保育標準時間認定されている方で月の就労時間が 120 時間未満の方も上記に含みます。
- ※ その他、園長が必要と判断した日については、別紙「特別警報」「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」発令時等「地震発生時」の対応について別紙 1 参照。
- ※ 土曜日保育についての記載は 7.土曜日保育をご参照ください。
- ※ 保育標準認定の方でも、保護者の方がお休みで保育園を利用される方並びに求職中・産休中・育休中の保育時間については平日（月～金）8：30～16：30の保育時間でご協力をお願いします。
当園は保育所です。子どもさんも保育園で遊んでいるだけではなく集団生活を通して様々な事を学んでいます。集団生活をするにも休息が必要になってくるので、保護者の方と一緒に過ごせる時間も大切にしてください。

3.職員体制

	常勤	常勤の有資格者	非常勤	非常勤の有資格者	備考
園長	1人	保育士資格有			
主任保育士	1人	1人			
保育士	19人	19人	1人	1人	
事務職員	1人	保育士資格有			
調理員	3人	3人			栄養士1人、管理栄養士1人
保健師又は看護師	1人	看護師免許有			

(令和6年11月1日 現在)

※年度途中で職員数の変動がある場合がございますが、条例で定める職員配置基準を順守します。

4.施設・設備の概要

建物等の状況	構造	鉄筋コンクリート造 2階建 陸屋根構造			
	建物延面積	997.57㎡		建築年月日	平成13年3月31日
各部屋の面積	室名	面積等	室名	面積等	
	乳児室	54.21㎡	保育士休憩室	12.90㎡	
	ほふく室	68.29㎡	調乳室	5.00㎡	
	保育室	4室 計 241.5㎡	ランチルーム	95.00㎡	
	遊戯室	なし	便所	計 59.01㎡	
	医務室	5.33㎡	その他(廊下等)	370.78㎡	
	調理室	55.52㎡			
	事務室	30.03㎡	計(延面積)	997.57㎡	
敷地面積	2939.08㎡	設備の種類	各クラス冷暖房、扇風機		
内借地	1346.61㎡		0・1歳児クラス 床暖房 等		

5.給食等について

(1) 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しております。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

(2) 提供方法

自園調理

(3) 食物アレルギー等への対応

使用する食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、除去食等の対応をしています。

※事前に当園指定様式に医師の診断が必要です。

但し、除去食対応が出来ない場合は、保護者の方が毎日、お弁当(副食)をご持参ください。

(例)・調理器具等、完全に分けて欲しい(専用の物を用意してほしい)。

- ・対象アレルゲンが、製品と共通の設備等で製造している場合も除去して欲しい。

- ・魚等(甲殻類・魚卵・貝類)で、同じ生息域で採取している物も除去して欲しい。

(4) 衛生管理等

調理師(栄養士を含む)及び主任保育士、フリー保育士、0歳児クラス担任は、毎月検便を行っています。

6.園と保護者の連絡について

- ・園での状況を連絡するために出席ノートを活用します。
出席ノートに毎月、担任よりおたよりを書きます。(2歳児クラス～5歳児クラス)
0歳児クラスは、家庭での様子を保護者の方が連絡帳に記入いただき、園からも出席した日には園での様子を書いて連絡帳をお返しします。
※慣らし保育中はお迎えの時間までに担任が連絡帳に記入する時間が無い場合は、保護者の方に口頭で園の様子をお伝えする場合があります。
1歳児クラスで新規入園された方は、入園して連絡帳1冊(約3か月分)を使い終わるまでは家庭での様子を保護者の方が連絡帳に記入いただき、園からも出席した日には園での様子を書いて連絡帳をお返しします。
※慣らし保育中はお迎えの時間までに担任が連絡帳に記入する時間が無い場合は、保護者の方に口頭で園の様子をお伝えする場合があります。
- ・毎月クラスだよりを担任が発行します。保育園(クラス)の様子をお知らせしますのでご覧ください。
- ・1ヵ月に1回、園だよりを発行します。月の行事や連絡事項などをお知らせします。
- ・ほけんだより、ぱくぱくしんぶんを不定期で年6回程度、発行します。
- ・5～6月頃(全クラス)、8月頃(年長)、1月頃(年長)には対象クラスの保護者の方と個人懇談を行っています。※新入園児については入園後に個人懇談を行います。

7.土曜日保育について

- ・土曜日保育希望の方は、金曜日(※金曜日が祝日の場合は木曜日)の朝の検診に土曜日お昼寝記入表に子どもさんの名前を記入してください。(土曜日保育は両親共、お仕事の方の保育を受けます)
※ご事情がある方は園長まで。
 - ・新規入園された方で“慣らし保育中”の方はお受けできません。
 - ・離乳食について、月齢に応じて離乳初期より提供しておりますが、土曜日の離乳初期(ペースト状)はありません。土曜日の離乳食は中期以降で初期の子どもはミルク対応になります。
- ※ ミルクが飲めない場合は自宅から離乳食を持参していただきます。
- ※ 上記は一般的な対応になるので、月齢が小さくミルクも少量しか飲めない等の時は、担任より個別に声をかけて土曜日保育をお断りさせていただく場合があります。

8.保育料

(1) 基本保育料

支給認定をした市町村が定める保育料を市町村にお支払いいただきます。

2号認定こども(3歳児クラス～5歳児クラス)の保育料は無償です。

(2) 延長保育料

- ・標準時間認定 ⇒ 18:00～19:00

日額 1回250円 ※月額延長保育料は設定していません。

※延長保育料は、おやつ代ではありません。おやつは間食として提供しております。

- ・短時間認定 ⇒ ①7:00～8:30 ②16:30～18:00 ③18:00～19:00

①②につきましては、1回250円 月額は設定ありません。

③につきましては、標準時間認定と同じ金額です。

※同日に①及び②を利用された場合、2回とし500円を徴収します。

(3) 一時預かり保育料(在園児で育休延長をされて上のきょうだい退園になった園児のみ)

3号認定子ども

- ①8時30分から16時30分まで 1日 3,500円
- ②8時30分から12時30分まで 半日 2,500円

2号認定子ども

- ①8時30分から16時30分まで 1日 2,500円
- ②8時30分から12時30分まで 半日 1,500円

(4) 実費徴収

- (例) ①2号認定こどもの給食費 月額 8,000円
内訳(主食費 3,000円 副食費 5,000円) ※別紙2参照
- ②保護者会費 月額 600円
 - ③絵本代 各年齢により異なります。
 - ④保育用品(制服・帽子・製作用品等) 各年齢・各家庭で異なります。

9.支払方法(延長保育料や実費徴収の料金)

(1) 現金払

(支払い期限: 集金袋配布日から5日以内に提出してください。)

10.利用の開始及び終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・小学校に就学したとき
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- ・当園の保育方針に従っていただけないとき

11.保護者会について

保護者の自主運営による保護者会があります。年1回5月に役員紹介、収支報告等は配布を行います。

年5回程度役員会を行い、園からは、園の運営方針、行事での役員の方への協力要請をします。また、役員会では保護者からご意見を頂いたり、意見交換する場としています。

※保護者会費は園が代理で徴収を行い、保護者会役員は毎年度変更するため、通帳は園で管理を行っています。

12.賠償責任保険の加入

(1) 保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(2) 保険の種類

保育園児団体傷害保険

(3) 保険金額

入院保険金日額 2,250円

通院保険金日額 1,500円

13. 嘱託医

(1) 内科

名称	医療法人しげとし医院
医院長名	重歳 正和
所在地	岡山市南区新保397-17

(2) 歯科

名称	杉山歯科医院
医院長名	杉山 雅昭
所在地	岡山市北区東古松3-1-28

14. 緊急時の対応方法

子どもさんの容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先（会社）へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、総合病院等の機関で、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

15. 非常災害時の対策

当園には、緊急時対応のため「一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をお願いします。

消防計画作成 (変更)届出書	北区中消防署 平成 26 年 4 月 1 日 届出			
	防火管理者	氏名 園長 本屋亮一		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。			
不審者訓練	不審者を想定した不審者訓練（年2回）を実施します。			
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第1避難場所	富田保育園	第2避難場所	スーパースポーツゼビオ岡山

※避難場所については、状況に応じて変更する場合があります。変更の場合は「一斉メール配信システム」により保護者の方へお知らせします。

16. 虐待等の禁止

1 本園は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置

2 職員は、入所児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2の規程により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。
- (6) 入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

- (7) 乱暴な言葉がけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該入所児を無視すること。

17.児童虐待防止法遵守

職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家庭の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

保育目標・保育方針・感染症・お願い・個人情報保護・苦情解決につきましては、入園のしおりをご覧ください。

平成 27 年 4 月 1 日より施行する
令和 7 年 4 月 1 日より一部改正

「特別警報」・「高齢者等避難」・「避難指示」「緊急安全確保」等発令時
 (※警戒レベル3以上)・地震発生時の対応について

(1) 園の所在地において発令 (岡山市北区富田) (※警戒レベル3以上)

ア 登園前に発令された場合

午前6時～午前7時の段階で発令された場合は、1日休園とする。(解除後も、当該休園日については再開をしない。)

基本的には休園の場合“うさぎメール”でお知らせしますが、電波状況によりメールが届かないこともあるので各自で災害状況を確認してください。

※園の所在地において警報等が発令されていない場合でも職員が出勤できない状況にあって、開園時間が変更になる場合“うさぎメール”でお知らせします。

イ 登園後に発令された場合

①「特別警報」・「高齢者等避難」発令

園で待機し、保護者への引渡しによる降園を基本(ただし、発令地域に自宅がある場合は、保護者と相談して判断する。)とします。園周辺の状況により緊急を要する場合は、引渡しを中断して、避難場所への誘導を開始します。その後、避難場所での引渡しを行います。

②「避難指示」「緊急安全確保」発令

避難場所への誘導を最優先とします。その後、避難場所で保護者への引渡しを行います。

ウ 園の所在地において長期間の「緊急安全確保」が発令された場合

気象情報や道路状況を含め、安全が確保されていると判断した場合に限り園から連絡の上、開園します。

(2) 園の所在地において地震が発生した場合 (震度5弱以上)

ア 閉園後 (平日午後7時以降から翌朝の開園前) に発生した場合

園の施設等の安全確認のため、休園 (終日) する。

※土曜日閉園後から翌開園日の開園前に発生した場合、翌開園日 (祝祭日を除く) を施設等の安全確認のため、休園 (終日) とする。

※開園中に地震が発生した場合は、津波警報等の情報にも留意しながら、特別警報、避難指示、緊急安全確保の場合と同様の対応を行います。

(3) 園児の住宅地において発令 (お住まいの住所) (※警戒レベル3以上)

ア 登園前に発令された場合

登園は控えてください。

イ 保育時間内に解除された場合

安全に気をつけて保護者の判断により登園してもかまいません。

ウ 登園後に発令された場合

保護者から申出があった場合は、保護者へ引渡しします。

※職員については、居住地において避難指示が発令の場合、

(※警戒レベル4) 出勤しない。(“暴風警報”“高齢者等避難”を除く)

上記の場合、年間指定休及び年次有給休暇ではなく“休業扱い”となります。

休業扱いの場合であっても、通常支払う賃金を支払うものとします。

※避難指示が発令されていないが休む場合は、年間指定休又は年次有給休暇で対応する。

(4) 防災情報の入手方法について

通常のテレビ放送画面による告知は注意報や警報のみで、「高齢者等避難」や「避難指示」・「緊急安全確保」の発令状況について表示されないことがあります。

よって、次の方法を参考に情報を入手してください。

「岡山市ホームページ」・「おかやま防災情報メール」・「緊急告知 FM ラジオ」・「災害情報共有システム Lアラート」等

※スマートフォンをお持ちの場合は、「おかやま防災ポータル」サイトがおすすめです。

(5) 避難場所について

富田保育園の指定避難場所は岡山市立岡南小学校に指定されておりますが、

当園から距離がある事から原則

第1 避難場所 ⇒ 富田保育園

第2 避難場所 ⇒ スーパースポーツゼビオ3Fとなっております。

緊急時、避難場所の変更、子どもさんの状況等は「うさぎメール」でお知らせします。

以上

※上記警報以外（例えば、暴風警報等）で園児に危険が及ぶと判断した場合や、被害により保育を行う事が困難な場合、お迎えをお願いする場合があります。

大雨・洪水警戒レベル表

	法改正（前）	法改正（後）
警戒レベル5	避難指示（緊急）	緊急安全確保
警戒レベル4	避難勧告	避難指示
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難

給食費の個人負担について

3歳児クラス～5歳児クラスに在園の子どもさんの保育料無償化に伴い、給食費が個人負担になります。給食費は毎月所定の封筒でお支払ください。

変更後（令和7年4月から）	
主食費（月額）	3,000円 副食費（月額）5,000円
<u>月額合計 8,000円</u>	
追加給食費	1日 400円
（年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子どもについては副食費負担なし）	
※副食費負担のない世帯には、岡山市より通知があります。	
変更後（令和7年4月から）	
主食費（月額）	3,000円 副食費0円
<u>月額合計 3,000円</u>	
追加給食費	1日 150円

※毎月10日頃1か月分をお支払いいただきます。

※毎月基準日を設定（平均20日、月により異なります）し、献立表に記載します。

基準日以上登園された場合、追加給食費を翌月お支払いいただきます。

登園日数が基準日に満たない場合でも差額は返金いたしません。ご了承ください。

※今後も消費税増税、物価高騰により月額を変更する場合があります。その際は事前にお知らせします。

※年度末に差額調整は行いません。

※一斉給食の為、家庭からのお弁当持参は園が指定した日（園外保育等）以外は認めません。

※1ヵ月分以上滞納した場合、園の対処に従っていただきます。

使用済紙パンツ園内廃棄のお知らせ

使用済紙パンツは、これまで慣例的（排泄物で子どもさんの体調等を確認していただきたい園側の思いもあり）に園内で廃棄せず、毎日ビニール袋に入れて返却してまいりましたが、不衛生である上、1歳以上クラスではカバン掛けに掛けていたのでニオイの問題等あり対応に苦慮しておりました。

そこで、他園での事例等を参考に令和4年8月より使用済紙パンツ園内廃棄を行う事にしました。

なお、使用済紙パンツの処理費用、廃棄の際に使用する袋等の費用が発生する為、保護者の皆様には最低限の費用をご負担いただきます事を予めご了承ください。

変更前（現在）	変更後（令和4年8月から）
全年齢 使用済紙パンツは、各家庭持ち帰り	紙おむつ廃棄に係る料金は 保護者会費より保育園に直接いただくので 保護者の方から直接、料金を徴収する事はありません